

寄居町浄化槽設置整備事業

補助金交付申請の手引き

【寄 居 町】

生活環境エコタウン課 環境保全班

TEL : 048-581-2121 内線223、224

FAX : 048-581-7531

◎ 補助金交付申請から補助金交付までの流れ

① 事前調査の実施【申請者 → 寄居町】

- 補助要件等の確認
- 設置条件（設置場所）の確認など

② 補助金申請前に必要な手続き【申請者 → 関係機関など】

- 放流先の許可・同意等・・・道水路管理者（建設課、熊谷県土整備事務所、水利組合など）
- 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録の申請・・・（社）埼玉県浄化槽協会へ
- 浄化槽法定検査（7条・11条）手数料の支払い・・・（社）埼玉県浄化槽協会へ
- 浄化槽設置届出書・・・生活環境エコタウン課へ
- 完納証明（税務課発行）・・・生活環境エコタウン課へ
- 困難工事費を申請する場合、事前照会の申請・・・生活環境エコタウン課へ
- 浄化槽設置工事請負契約の締結
・・・浄化槽工事業者（埼玉県に浄化槽工事業の登録又は届出をしている業者）との契約

③ 補助金交付申請書作成・提出【申請者 → 寄居町】

※工事着工7日前までに申請

- [提出書類] 工事請負契約の形態により、以下の確認表を参照。
- ・浄化槽工事業者との工事請負契約により浄化槽設置工事を行うとき。
⇒様式集P15：補助金申請書類確認表1
 - ・リフォーム会社等との工事請負契約により浄化槽設置工事を行うとき。
⇒様式集P16：補助金申請書類確認表2

④ 補助金交付申請書受付・審査【寄居町】

- [受付] ○提出書類の確認（形式審査） ○工事内容の確認など
- [審査] ○設置予定場所及び放流先の確認 ○設置予定浄化槽の処理対象人員及び型式、登録の確認
- 有資格業者、浄化槽設備士の確認 ○工事請負契約内容の確認
- 浄化槽機能保証登録の確認 ○町税の納付状況の確認
- 施工方法の確認 ○法定検査（7条及び11条）手数料の払込確認
- その他提出書類の精査 など
- 既存単独浄化槽、くみ取り便槽の現況確認

⑤ 交付（不交付）決定通知【寄居町 → 申請者】

※工事業者へ着工可能を連絡

⑤-1 変更等承認申請書【申請者 → 寄居町】

- 変更（中止・廃止）承認申請書 [様式集P29：様式第7号]
- ・・・交付決定内容に変更が生じた場合（工事内容・完了予定日等）に提出

⑤-2 変更等通知書【寄居町 → 申請者】

⑥ 浄化槽設置工事等の実施【申請者・工事業者】

- 工事着工前報告書・中間確認立会連絡票 [様式集P17]・・・生活環境エコタウン課と調整のうえ提出
- 「浄化槽工事の技術上の基準」の遵守（浄化槽法第4条第5項の規定）
- 寄居町浄化槽施工管理の手引きによる設置工事及び施工管理
- 施工段階ごとの写真管理 [様式集P20～21：工事写真チェックリスト（その1）（その2）]

⑦ 設置工事状況の段階確認【寄居町・浄化槽設備士】

[中間確認の実施時期]

- 底版打設の場合：型枠、配筋を町で確認し、コンクリート養生後に中間確認
- P C版使用の場合：設置後に中間確認
- 困難工事実施時
- その他特殊工事実施時

⑧ 浄化槽設置工事等の完了【申請者】

- 工事請負代金の支払い（請求書・領収書の受領）
- 浄化槽維持管理に関する業務委託契約の締結（保守点検業者及び清掃業者）
- 浄化槽使用開始報告書の提出・・・生活環境エコタウン課へ
- 浄化槽使用廃止届出書の提出（単独処理浄化槽を廃止した場合）・・・生活環境エコタウン課へ

⑨ 実績報告書作成・提出【申請者 → 寄居町】 ※補助事業完了後1カ月以内に町へ提出

※事業完了が令和8年2月21日以降になる場合は、同年3月19日までに提出

[提出書類] 工事請負契約の形態により、以下の確認表を参照。

- ・浄化槽工事業者との工事請負契約により浄化槽設置工事を行ったとき。
⇒様式集P18：実績報告書類確認表1
- ・リフォーム会社等との工事請負契約により浄化槽設置工事を行ったとき。
⇒様式集P19：実績報告書類確認表2

⑩ 実績報告書受付・書類審査・現地完成確認【寄居町】

- [受付] ○提出書類の確認 ○工事実施内容の確認
- [審査] ○請負契約履行状況の確認 ○浄化槽の適切な維持管理実施の確保の確認
○工事実施内容の確認 ○浄化槽使用開始（廃止）の提出確認
- [現地完成確認] ○報告書類と現地との整合性の確認
○工事実施内容との適合性の確認（申請者及び浄化槽設備士立会い）

⑪ 補助金交付額確定（不交付決定）通知【寄居町 → 申請者】

⑫ 補助金交付請求【申請者 → 寄居町】

- 補助金交付請求書（様式集P33：様式第11号）・・・補助金交付確定後に町へ補助金を請求

⑬ 補助金交付【寄居町 → 申請者】

1 浄化槽設置整備事業（補助対象工事）の種類

補助対象となる区域内において「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する10人槽以下の「環境配慮型浄化槽※」を、設置者自らが居住する住宅等に設置する工事で、以下に示すとおりです。

〔※環境配慮型浄化槽の適合機種については、（一社）浄化槽システム協会のHPに掲載〕

【転換補助】

専用住宅に既に設置されている単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽に入れ替える場合に、浄化槽の設置に係る費用や、排水を流すための配管設置に係る費用及び撤去した単独処理浄化槽等の処分や処理に係る費用の一部を補助します。

※既設単独浄化槽及びくみ取り便槽が撤去できない場合には、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。

また、狭小敷地であることや急傾斜地であること、浄化槽処理水の放流先までの距離が長いことなどにより一般的な転換工事に比べて高額となる場合、工事費の一部を困難工事費として上乗せ補助します。（困難工事に係る補助金を申請する場合は、事前に町に照会し、承認を受けてください。「6 困難工事に関する事前照会」参照）

2 補助金申請者の要件

町税を完納されている方（申請者及び住宅所有者）で、以下に示すとおりです。

※ 寄居町の税務課発行の「完納証明書」（申請日前1カ月以内に発行されたもの）を添付すること。

※ 浄化槽を設置する専用住宅に居住する者（浄化槽設置届出者）が、原則として申請者となります。

- 1 申請者が住宅所有者以外の者（賃借人、所有者の同居の親族等）である場合には、住宅所有者の「完納証明」も必要となります。
- 2 借りている専用住宅に、浄化槽工事を行う場合には、賃貸人の承諾書（同意書）が必要です。

3 補助対象となる区域

補助の対象となる区域は、原則として以下のとおりです。

区 域		補助対象	区域の確認先
以下の区域以外の区域（浄化槽整備区域）		○	生活環境エコタウン課
公設浄化槽事業区域（用土、鉢形、赤浜地区の一部）		×	
公共下水道	事業認可区域	×	上下水道課
農業集落排水	事業採択区域	×	
大型浄化槽による集合処理	寄居ニュータウン（蔵田区） 色えんぴつの街（平倉区の一部）	×	都市計画課

4 補助対象とならない浄化槽設置工事

上記1～3に該当しない場合のほか、以下の要件に該当する場合には、補助対象工事とはなりませんのでご注意ください。

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽の設置工事を行なったとき。
- ② 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないとき。
- ③ 販売又は賃貸の目的で浄化槽の設置工事を行なうとき。
- ④ 町税を滞納しているとき。
- ⑤ 補助金の交付の決定前に浄化槽の設置工事を行ったとき。
- ⑥ 補助金の交付の年度内に、設置した浄化槽の使用が開始できないとき。
- ⑦ 公共事業の補償により転換工事を行うとき。
- ⑧ 浄化槽の設置を行う建築物の敷地及び建築物等に法令の違反があるとき。
- ⑨ 店舗併用住宅で、住居部分の床面積が全体の2分の1未満のとき。

5 補助金額

【設置費・配管費・処分費・困難工事費】

人槽区分	設置費 補助限度額	配管費 補助限度額	※処分費 補助限度額	困難工事費 補助限度額	補助限度額計
5人槽	円 360,000	円 100,000	円 60,000	円 200,000	円 720,000
7人槽	円 462,000				円 822,000
10人槽	円 585,000				円 945,000

※既設単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去ができない場合、補助対象とならない場合があります。

6 困難工事に関する事前照会

○浄化槽設置整備事業困難工事事前照会申請書に、以下の添付書類を添えて提出してください。

	書類の種類	説明
1	浄化槽設置整備事業困難工事事前照会申請書（様式集P23：様式第1号）	・必要事項を記入
2	案内図	・工事箇所の位置図
3	転換工事に係る見積書の写し及びその内訳明細書	・工事業者の記名押印した困難工事に該当する部分が明確にされた見積書とその内訳書等
4	設計図面（平面図・縦断図）	・浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に添付の平面図 敷地境界、道路、建築物の位置を記載 浄化槽設置予定箇所、既存便槽等の位置 配管経路（放流先まで）の記載 排水設備の口径・延長・勾配等を記載 ・困難工事の箇所及び構造がわかる設計図面
5	現況図面及び工事予定箇所の写真	・浄化槽設置予定箇所や困難工事該当部分のわかる現況写真
6	その他	

○困難工事費の該当要件

- ① 狭小敷地あるいは急傾斜地のため機械作業ができず大がかりな土止め工事を要する工事等
⇒該当する例
手掘り工事、コンクリート工事、堀撤去工事、植木抜根工事、山留工事、湧水対策工事
- ② 浄化槽等処理水を公共用水域等に放流させるために必要な管の長さが20mを超える工事
⇒20mを超える部分を対象とするが、1m未満は切捨てとする。

※対象工事の確認については、町へご相談ください。

○申請書類に基づき審査・現地確認等を行い、困難工事費に関する事前照会の承認・不承認について申請者に通知します。

[通知書類]

- ・浄化槽設置整備事業困難工事承認・不承認決定通知書（様式第2号）

7 補助金交付申請書の作成・提出

【申請書の作成】

- ① 作成部数 1部
- ② 申請書類の作成方法
浄化槽設置整備事業補助金交付申請書[様式集P25：様式第3号]に、記入例等を参考に必要事項を記入のうえ、以下に示す添付書類を順番にダブルクリップなどにより綴じて作成してください。
- ③ 添付書類について
 - 浄化槽工事業者との工事請負契約により浄化槽設置工事を行うとき。
⇒ 様式集P15：補助金申請書類確認表1 を参照してください。
 - リフォーム会社等との工事請負契約により浄化槽設置工事を行うとき。
⇒ 様式集P16：補助金申請書類確認表2 を参照してください。

【提出】

作成した申請書類を、浄化槽設置工事着工の7日前までに生活環境エコタウン課へ提出してください。

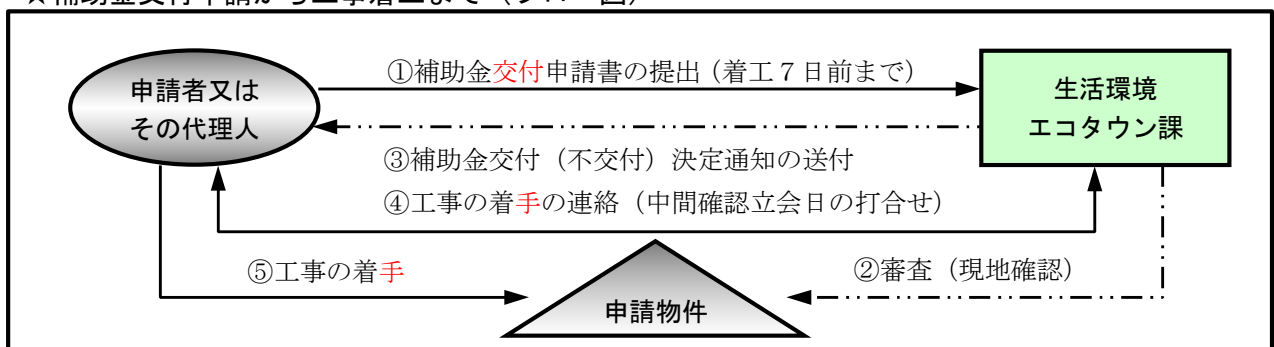
浄化槽設置届出書を提出した日から10日を超えないと浄化槽補助金交付申請書の受付ができませんので、余裕を持った工期の設定をお願いします。また、確認表に記載されている書類のほかに「町長が必要と認める書類」として、別途提出をお願いすることがあります。

なお、浄化槽設置工事着手後の申請はできません。

【受付】

- ① 受付期間 補助予定基数に達する日又は令和8年1月31日のどちらか早い日までの間
- ② 受付日時 役場開庁日（月曜日～金曜日） ※郵送による提出はできません。
- ③ 形式審査 提出時に申請書類の形式審査（1件あたり20分程度）を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。書類の不備等がある場合には、申請書の受付はできません。

★補助金交付申請から工事着工まで（フロー図）



8 交付決定通知書の発送（工事の着手）

申請書類の審査及び現地確認の結果、問題がない場合には「浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書」を申請者へ送付します。

交付決定通知が届きましたら、浄化槽工事業者へ工事が可能になったことを連絡し、工事日程等を決めてください（町から工事業者へ連絡は行いません）。

9 交付決定内容に変更が生じた場合

工事内容や完了予定日など、交付決定された内容に変更が生じた場合、浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書〔様式集 P 29：様式第 7 号〕に、変更内容及び変更理由を記載のうえ提出してください。

《変更申請が必要となる場合》

- ① 完了予定日までに補助事業を完了することができないとき。
- ② 補助事業の内容を変更するとき。
※ 浄化槽の申請内容と異なる工事を実施する場合など
- ③ 補助事業の一部を中止又は変更するとき。
※ 処分費補助を受けない予定であったが、補助事業の一部を変更して処分費補助を受ける場合
※ 補助事業をすることが困難となって中止とする場合など

10 着工前報告・施工段階における町の確認（中間確認）

町では、浄化槽工事の着工前に、具体的な施工方法についての報告をお願いしております。あわせて、補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、町担当者が工事の施工段階確認（以下、「中間確認」という。）を以下のとおり行います。

工事の着工前に、町担当者と工事内容及び中間確認の日程について事前に打合せをしていただき、工事着工前報告書・中間確認立会連絡票〔様式集 P 17〕に記入の上、町へ送付して下さい。

①浄化槽設置工事着工前報告の内容

	項目	報告内容
着工前報告	上部の荷重による施工方式の検討	車両の乗入の有無、駐車予定台数等による施工方式の検討
	側部の荷重による施工方式の検討	算出した離隔距離と浄化槽設置予定箇所から建物等までの距離との比較による側壁施工の有無
	具体的な施工方法	土留め工の有無、浮上防止工の有無、埋め戻し材の確認、Co 種類の確認、放流方法の確認、逆流防止措置等

②浄化槽設置工事における施工段階確認の実施内容

	確認の時期	確認内容	用意するもの	立会者
中間確認	底版 Co 養生後（脱型時）又は P C 版設置後	設置位置、Co 養生状況、底版寸法、底版の水平及び平坦性、浄化槽本体（型式、製造番号、内外部の状況）、埋戻材、放流先状況等	黒板、カメラ 水平器 リボンテープ スタッフ等	浄化槽 設備士
	困難工事	町が承認した困難工事について、提出書類と現地の確認等		

1 1 施工段階における写真管理

補助金交付要綱第11条第3項第4号の規定に基づき、実績報告書の添付書類として、浄化槽工事の施工段階ごとの状況写真を提出していただきます。工事写真チェックリスト〔様式集P20～21〕により確認してください。

なお、写真の不足により工事内容が確認できない際には、補助金が交付できない場合もありますので、不足写真の無いようお願いします。

1 2 実績報告書の作成・提出

【報告書の作成】

- ① 作成部数 1部
- ② 報告書類の作成方法

浄化槽設置整備事業実績報告書〔様式集P31：様式第9号〕に、記入例等を参考に必要事項を記入のうえ、以下に示す添付書類を順番にダブルクリップなどにより綴じて作成してください。

- ③ 実績報告書の添付書類について

●浄化槽工事業者との工事請負契約により浄化槽設置工事を行ったとき。

⇒ **様式集P18：実績報告書類確認表1** を参照してください。

●リフォーム会社等との工事請負契約により浄化槽設置工事を行ったとき。

⇒ **様式集P19：実績報告書類確認表2** を参照してください。

※ 確認表に記載されている書類のほかに「町長が必要と認める書類」として、別途提出をお願いすることがあります。

【提出】

作成した報告書類を、補助事業完了後、1カ月以内に生活環境エコタウン課へ提出してください。

※ 事業完了が令和8年2月21日以降になる場合は、同年3月19日までの提出となります。

《注意》

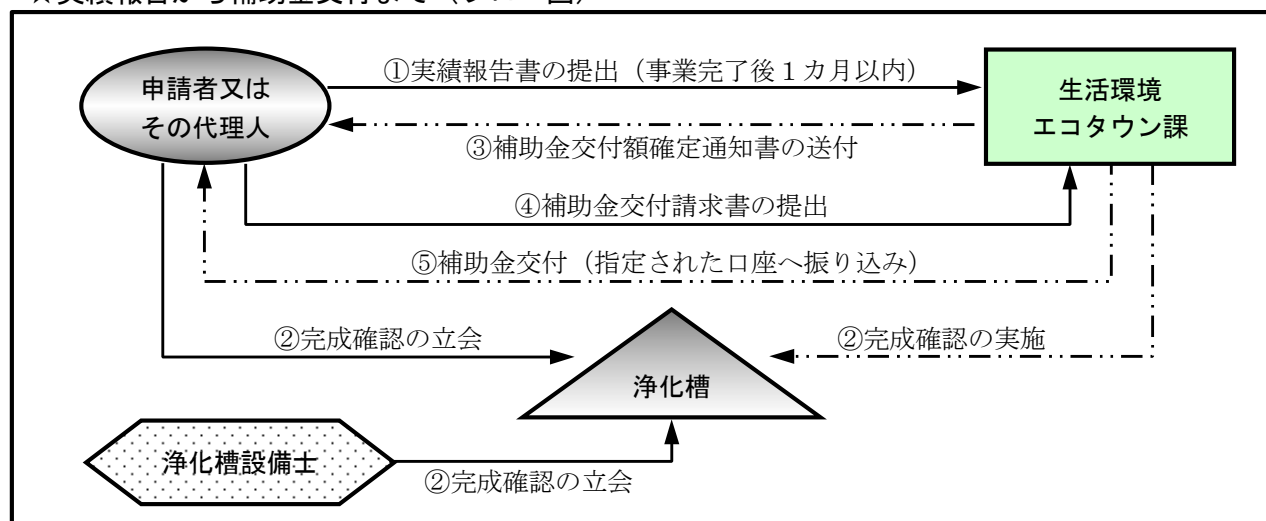
補助事業完了日は、原則、浄化槽工事代金の領収日となりますので、この期間までに各種手続きを済ませるようお願いします。

【受付】

- ① 受付期間 **令和8年3月19日まで**
- ② 受付日時 役場開庁日（月曜日～金曜日） ※郵送による提出はできません。
- ③ 形式審査 提出時に「実績報告書類確認表」により提出書類の形式審査（1件あたり20分程度）を行い、書類に不備や問題点等がない場合はその場で受付となります。しかし、書類の不備等があった場合はお持ち帰りいただきます。なお、書類のお預かりはできませんので予めご了承ください。

実績報告書は、原則毎月20日毎に受付を終了し、月末に完成確認を実施します。

★実績報告から補助金交付まで（フロー図）



1 3 完成確認

実績報告書の提出後に、町の担当者が現地の確認を実施します。確認の日程は、町から浄化槽工事業者へ連絡をします。

工事業者は申請者に連絡をしていただき、3者での立会い確認をお願いします。

なお、確認内容は以下のとおりです。

◎浄化槽設置工事における施工段階確認の実施内容

	確認の時期	確認内容	用意するもの	立会者
完成確認	実績報告書提出後	実績報告書に基づき、浄化槽本体、屋外排水設備及び放流先等を確認 居住の有無を確認 領収書原本を確認	黒板、カメラ 水平器 リボンテープ 2 本	申請者、 浄化槽設備士

1 4 請求書の提出及び補助金交付

完成確認において問題がない場合は、原則として確認を行った月の翌月の上旬頃に、補助金交付額確定通知書が町から申請者へ送付されます。

確定通知書が到着しましたら、その月の指定された日（原則毎月20日頃）までに、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書[様式集P33：様式第11号]を町へ提出してください。

補助金請求書の提出後、問題がなければ3～4週間程度で指定の金融機関に振り込まれます。

○実績報告書提出～補助金支払い（スケジュール）

当月 → → → → →		→ → → → → 翌月 → → → → →		→ → → → → 翌々月
毎月20日締め	下旬	上旬	毎月20日締め	10日頃
実績報告書提出	完成確認	交付額の確定	請求書の提出	補助金の交付（振込）

1 5 浄化槽の適正な維持管理の継続について

浄化槽管理者（使用者）には、保守点検、清掃及び法定検査の三つの義務があります。

設置された浄化槽が、排水を適正に処理できる状態に保つために、保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関へ依頼し、浄化槽の適正な維持管理を継続して行ってください。

公共用水域の水質汚濁を防止するため、ご協力をお願いします。

16 寄居町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に定める基準に適合する法第2条第1号に規定する浄化槽であって、放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下又は総リン濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有し、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。
- (4) 処分費 浄化槽を設置するに当たり、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を処分する費用（清掃、消毒及び汚泥処理並びに撤去（掘り起こし）するための費用）及び処理する費用（収集運搬、中間処理及び最終処分するための費用）をいう。
- (5) 配管費 生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管並びにその設置工事費（放流ポンプ槽の設置費、土留め工事費を含む。）をいう。
- (6) 専用住宅 専ら居住を目的とした住宅（小規模小売店舗等を併設した住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が家屋の延べ面積の2分の1以上であること。）をいう。
- (7) 転換 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。
- (8) 浄化槽設置者 自己の居住の用として前号の転換（宅地建物取引業（宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。）における転換を除く。）をしようとする個人をいう。
- (9) 困難工事 埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱（昭和63年4月1日施行。以下「県要綱」という。）の別表困難工事対応上乗せ補助事業の事業内容及び交付対象工事の項を準用する。この場合において、交付対象工事の項中「工事毎に県に事前照会を行い」とあるのは「工事毎に町に事前照会を行い」に読み替えるものとする。

(困難工事費に関する事前照会の申請)

第3条 前条第9号の困難工事の承認を受けようとする者（以下「照会者」という。）は、浄化槽設置整備事業困難工事事前照会申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配管工事及び既存単独浄化槽又はくみ取り便槽の処分に係る見積書の写し及びその内訳明細書
- (3) 設計図面（平面図・縦断面図）
- (4) 現況図面及び工事予定箇所の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(困難工事費に関する事前照会の承認)

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、承認の可否を浄化槽設置整備事業困難工事承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、照会者に通知するものとする。

(補助対象地域)

第5条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、下水道法(昭和33年法律第39号)第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、寄居町農業集落排水施設整備事業の受益者分担金の徴収に関する条例施行規則(平成7年寄居町規則第24号)第3条の規定により告示した処理区、複数の専用住宅からのし尿及び生活雑排水を排水管等により1箇所に集めて浄化槽で処理する区域(以下「集合処理浄化槽区域」という。)及び公設浄化槽の整備を推進する区域を除く町内全域とする。ただし、第2条第7号の転換については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき策定された寄居町一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)における令和7年度までに整備される予定の流域関連公共下水道整備区域を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めた区域及び箇所については、補助対象地域とすることができる。

(補助金の交付)

第6条 町長は、補助対象地域における浄化槽設置者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する浄化槽設置者には、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに転換を行ったとき。
- (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られないとき。
- (3) 販売又は賃貸の目的で転換を行うとき。
- (4) 町税を滞納しているとき。
- (5) 補助金の交付の決定前に転換を行ったとき。
- (6) 補助金の交付の年度内に転換した浄化槽の使用開始ができないとき。
- (7) 公共事業の補償により転換を行うとき。
- (8) 転換を行う建築物の敷地及び建築物等に法令の違反があるとき。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、転換に要した費用に相当する額の範囲内とし、別表の左欄に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 困難工事費は、県要綱の別表困難工事対応上乗せ補助事業の交付額及び交付額の算定の項を準用する。

(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第3号に掲げる事項の記載については、これを要しない。

3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

4 規則第4条第2項第4号に掲げる町長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽設置届出書(法第5条第2項に規定する審査期間を経過したもの)の写し
- (2) 設置場所の案内図、浄化槽の配置図及び配管図の記載された建築設備平面図
- (3) 浄化槽に関する調書
- (4) 登録浄化槽管理票(C票)及び登録証
- (5) 浄化槽の仕様及び構造図
- (6) 浄化槽の設置工事に係る工事仕様書及び工事図面
- (7) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

- (8) 浄化槽工事業者との浄化槽設置費等に係る工事請負契約書の写し及び工事見積書の写し（工事費の内訳がわかるもの）
- (9) 実地に監督する浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写しを添付すること。）
- (10) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現況写真
- (11) 浄化槽機能保証登録証（市町村用）
- (12) 寄居町における町税の滞納がないことを証する書類
- (13) 法第7条及び法第11条に基づく検査（以下「法定検査」という。）の手数料払込書兼受領書
- (14) 浄化槽設置に係る誓約書（様式第4号）
- (15) 様式第2号の写し（困難工事対応上乗せ補助事業の承認がある場合）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類
（交付決定通知書等の様式等）

第9条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第7条第2項の通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助事業を適正に執行するため、町職員により工事の施工状況を確認するものとする。

（事業変更等の承認）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告書の様式等）

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第9号のとおりとし、規則第11条の報告を兼ねるものとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は補助事業の属する年度の3月20日のいずれか早い方の日までとする。

3 第1項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (3) 浄化槽設置工事、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分及び配管工事（以下「浄化槽設置工事等」という。）により生じた工事代金等の請求書の写し、領収書の写し及び明細書
- (4) 浄化槽設置工事等の写真
- (5) 転換に伴う処分費及び配管費の交付を受ける場合は、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の清掃（消毒及び汚泥処理を含む。）、撤去物、撤去後の埋め戻し前及び配管工事の写真並びに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のA票、B票、D票及びE票の写し
- (6) 完成後の配置図及び配管図の記載された建築設備平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付額確定通知書の様式）

第12条 規則第14条の規定による通知は、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助対象者は、補助金の額の確定通知を受けた後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第11号）により、町長に対して請求するものとする。

（浄化槽の維持管理等）

第14条 補助金の交付を受けた補助対象者は、機能を常に良好な状態で保持するために法に基づく保守点検、清掃及び法定検査を定期的実施し、適切な維持管理に努めなければならない。

2 町長は、補助金交付後においても、必要に応じて浄化槽の設置及び維持管理の状況を調査することができる。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	限度額(円)
5人槽の転換に要する費用	360,000
6～7人槽の転換に要する費用	462,000
8～10人槽の転換に要する費用	585,000
転換に伴う処分費	60,000
転換に伴う配管費	100,000
困難工事費	200,000

17 寄居町浄化槽設置指導要綱

（目的）

第1条 この告示は、寄居町生活排水処理基本計画に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽への転換並びに浄化槽の維持管理について指導を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 生活雑排水 し尿を除く生活排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上及び放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値が1リットルあたり20ミリグラム以下の性能を有するものをいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

(6) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する水域及び水路をいう。

(7) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物をいう。

（対象地域）

第3条 この告示の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、次に掲げる区域を除いた寄居町全域とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画の認可を受けた区域

(2) 寄居町農業集落排水施設事業計画（予定）区域

(3) 集団で生活排水処理対策が計画または整備された区域

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が指定する区域

2 前項各号に掲げる区域で、町長が特に必要と認めた区域については、対象地域とすることができる。

（建築主の責務）

第4条 対象地域において、生活雑排水を排出する建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽若しくは汲み取り便槽から浄化槽への転換を行うものとする。

（既存建築物所有者等の責務）

第5条 現に建築物を所有している者又は建築物を使用している者（以下「既存建築物所有者等」という。）は、当該建築物から排出される生活雑排水が公共用水域の汚濁の原因とならないよう、浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽若しくは汲み取り便槽から浄化槽への転換に努めなければならない。

（許可等）

第6条 浄化槽を設置しようとする者は、公共用水域に浄化槽の処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。

2 浄化槽の処理水の放流に起因して生ずる第三者との紛争は、すべて設置者の責任において解決しなければならない。

（維持管理等）

第7条 浄化槽の所有者又は使用者は、法に規定する保守点検及び清掃を行うとともに、法に規定する水質検査及び定期検査を受け、浄化槽の機能が常に良好な状態を保持できるよう維持管理に努めなければならない。

（指導）

第8条 町長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認められるときは、既存建築物所有者等に対し、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽への転換等について必要な指導をすることができる。

（設置者の責務）

第9条 浄化槽を設置する者は、設置等に関して紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

（施工業者の責務）

第10条 浄化槽の工事を施工する者は、法第29条の規定に従い、かつ、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号）第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に適合するよう、施工しなければならない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

18 寄居町浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の設置等の届出)

第2条 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出は、浄化槽設置届出書（様式第1号）又は浄化槽変更届出書（様式第2号）を町長に提出して行うものとする。

2 前項の規定により提出する届出書には、埼玉県建築基準法施行細則（昭和36年埼玉県規則第15号）第6条第1項第3号に規定する調書を添付しなければならない。

(浄化槽の使用開始報告)

第3条 法第10条の2第1項の規定による報告書の提出は、浄化槽使用開始報告書（様式第3号）を町長に提出して行うものとする。

(技術管理者の変更報告)

第4条 法第10条の2第2項の規定による報告書の提出は、浄化槽技術管理者変更報告書（様式第4号）を町長に提出して行うものとする。

(浄化槽管理者の変更報告)

第5条 法第10条の2第3項の規定による報告書の提出は、浄化槽管理者変更報告書（様式第5号）を町長に提出して行うものとする。

(浄化槽の使用廃止届出)

第6条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、浄化槽使用廃止届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(浄化槽の休止届出)

第7条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、当該浄化槽の使用の休止について、浄化槽使用休止届出書（様式第7号）を町長に届け出ることができる。

(浄化槽の再開届出)

第8条 浄化槽管理者は、前条の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に、浄化槽使用再開届出書（様式第8号）を町長に届け出なければならない。

(提出部数)

第9条 第2条に規定する届出書の提出部数は、法第5条第1項の規定により町長に提出するものにあつては正本1通及び副本2通、法第5条第1項の規定により特定行政庁に提出するものにあつては正本1通とする。

2 第3条から前条までに規定する報告書等の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。